

かごしま温泉健康プラザ 指定管理者募集に関する質問及び回答

No.	質 問 事 項	回 答
1	平成11年の開館から開館26年経過し、施設、設備等の老朽化による不具合が発生しており、20年以上使用している設備など生産中止となっている部品もあります。 プール内タイル、バーデ・シャワー室内のマットや、ろ過機・ろ材、ポンプ類など機械類の今後の更新、修繕について、市としてどのような計画があるのでしょうか。	機械設備は、本市の保全計画に基づき、年次的に改修を行うこととしております。 その他のタイル、マット等の交換・修繕については、予算の範囲内で、緊急性や優先順位を考慮し、実施を検討いたします。 なお、業務指針に記載のとおり、原則として、1件につき50万円以下の修繕は指定管理者が（修繕費の範囲内で対応困難な場合は本市と指定管理者が協議の上対応）、50万円を超える修繕は本市が行うこととしております。
2	収支予算書の様式3「管理運営費明細」の施設等修繕費については、各年度固定で793千円がすでに記載されています。この金額を上回る修繕等が必要となった場合は、市が負担していただけるのでしょうか。	収支予算書の様式3については、提案時の公平性確保の観点から固定で記載しているもので、実際の協定額は年度ごとに予算の範囲内で定めることとなります。 業務指針に記載のとおり、1件につき50万円以下の施設及び設備等の修繕については、指定管理者が行うこととしておりますが、修繕費の範囲内で対応が困難な場合は、本市と指定管理者が協議して対応することとしております。 なお、本市が実施すべき案件においても、予算の範囲内で、緊急性や優先順位を考慮し検討いたします。
3	運動用プールにおいて、遊泳時間中に遊泳者の水しぶきが歩行浴利用者にかかるとの苦情が多く寄せられています。 当プールは大きさや形状から見て、本来歩行浴用に設置されたプールと思われますが、今後、遊泳時間の廃止や回数減を行う考えはないのでしょうか。	プール遊泳については、これまでの経緯や利用者の意見を踏まえ指定管理者とも協議しながら運用しているものであり、現時点では廃止等の予定はありません。
4	リスク分担表内の「1 管理運営費の上昇」に、「市の責めに帰さない要因による管理運営費の上昇は指定管理者の負担とする」となっていますが、最近の社会情勢から、物価や人件費の高騰は、指定管理者の責めにも帰さないものと考えられます。 想定以上の物価や人件費高騰については、協議事項として取り上げていただけるのでしょうか。	リスク分担については募集要項に記載のとおりで、規定した事項以外のリスクが生じた場合は、双方の協議によることとしております。 委託料の額は、申請時の提案額が上限となりますので、提案にあたっては、指定期間内における人件費や事務費など管理運営に必要な経費は全て見込んでください。 なお、昨今の電気料金や物価の高騰のように想定を超える管理運営費の上昇については、個別・具体的に判断し、対応することとしています。
5	指定管理者募集要項の2ページ「6本市が支払う委託料」について、「※委託料の額は、申請時の提案額を上限とし、特段の事情がない限り、増額は認めません。」との記載がありますが、「特段の事情」とは、どのようなケースを想定しているのでしょうか。	申請段階では想定されなかった業務の増や社会情勢の変化等が考えられます。 昨今の電気料金や物価の高騰のように想定を超える管理運営費の上昇については、個別・具体的に判断し、対応することとしています。